

大治町への遺贈寄附について

遺言書によって、ご自身が亡くなられた後に財産の全部または一部を寄附することを遺贈寄附といいます。

大治町では、町への遺贈寄附を希望される方に対して、遺言書作成等の相談先としてご案内ができるよう、協定を締結しています。

○協定先

株式会社 名古屋銀行

○協定業務

大治町へ遺贈寄附を行うための遺言信託業務

○相談の流れ

1. 遺贈希望者が、大治町役場総務部財政課へ『同意書』を提出する。
2. 大治町から名古屋銀行へ同意書を送付し、遺贈希望者を紹介する。
3. 名古屋銀行から遺贈希望者に連絡し、相談を実施する。

※注意事項

- ・名古屋銀行との相談後、契約を希望しない場合、費用は発生しません。契約を締結した場合のみ、名古屋銀行既定の費用が発生します。
- ・名古屋銀行へ直接ご相談いただくことも可能です。
- ・同意書は、役場財政課窓口または町ホームページにあります。

【お問合せ先】

- ・株式会社名古屋銀行

窓口またはカスタマーセンター（TEL 0120-758-001）

- ・大治町役場総務部財政課

TEL 052-444-2711（内線147、148）

FAX 052-443-4468

